

第500回（定例）福崎町議会会議録

令和3年12月17日（金）
午前9時30分 開 議

○令和3年12月17日、第500回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	三輪一朝	8番	宇崎壽幸
2番	石川治	9番	植岡茂和
3番	大塚記美代	10番	前川裕量
4番	吉高平記	11番	松岡秀人
5番	河嶋重一郎	12番	小林博
6番	牛尾雅一	13番	竹本繁夫
7番	富田昭市	14番	城谷英之

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 岩木秀人 主 査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎吉晴	副 町 長	近藤博之
教 育 長	高橋涉	公営企業管理者	福永聡
技 監	野邊正彦	会計管理者	小幡伸一
総務課長	尾崎俊也	企画財政課長	吉田利彦
税務課長	三木雅人	地域振興課長	成田邦造
住民生活課長	大塚久典	健康福祉課長	谷岡周和
農林振興課長	松岡伸泰	まちづくり課長	山下勝功
上下水道課長	橋本繁樹	学校教育課長	大塚謙一
社会教育課長	松田清彦		

○議事日程

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 第 5 追加議案の上程、討論・採決
- 第 6 議員派遣
- 第 7 閉会中の継続調査申出

○本日の会議に付した事件

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 第 5 追加議案の上程、討論・採決

- 第 6 議員派遣
第 7 閉会中の継続調査申出

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。
それでは、総括質疑に入ります。
質疑をされる際は、議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、
質疑をしていただきますよう、お願いいたします。
質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告・質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。
12月7日の本会議2日目において、議案12件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされて議長宛てに審査報告書が提出されております。
各委員会から、その審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。
まず、事務局に総務文教常任委員会の審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
総務文教常任委員会、河嶋委員長。

河嶋総務文教 皆さん、おはようございます。

常任委員長 総務文教常任委員会に付託されました議案の審査について報告いたします。
委員会を12月8日に開催し、付託されました議案第67号の1件について、
慎重に審査を行いました。
審査の結果につきましては、事務局朗読のとおり、原案のとおり可決すべきものとしたことをご報告申し上げます。

これより補足説明をいたします。

議案第67号、令和3年度福崎町一般会計補正予算(第5号)については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ7,330万円を追加し、補正後の予算の総額を85億7,080万円とするものであります。

委員から、学童保育園の会計年度任用職員報酬128万円の増額の内容及び職員の間関係について質疑があり、「支援を要する子どもの入園に伴い、指導員を1名増員したことなどによる増額であること、また、指導員には教員経験

者、教員を目指す人、教育現場に関係していなかった人などがあり、トラブルもある。両園の園長と教育委員会とで情報交換を行うため、これまで開催していなかった園長会について、令和4年1月から定期的を開催することを検討している」との答弁がありました。

また、「文化観光推進地域計画策定業務委託料618万円の増額について、非常に大きな事業に向けての計画となっており、計画策定に当たる検討委員会には、学識経験者や議会、地元代表者など多くの人の参画を得るべき、文珠荘、神積寺や北野天満神社を計画対象エリアに含めるべき」などの意見があり、理事者から「意見を踏まえて進めていく」との答弁がありました。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わります。議員各位のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

議 長 総務文教常任委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。
次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会からの補足報告をさせていただきます。

常任委員長 ただいま朗読のとおり、12月9日に委員会を開催し、付託案件についての
審査を行いました。

議案の概要について簡単に触れておきたいと思いますが、議案第64号は、くれさか環境事務組合の規約の一部改正に伴い、可燃ごみを姫路市の市川美化センターに搬入することに伴う経費支弁規定の改正であります。以前に報告をされておる内容と変わりはないということを確認いたしました。

議案第65号は、福崎町交通安全対策基金の制定についてであり、カーブミラーやカラー舗装、区長会要望などに充てたいとのことであります。

議案第66号は、国民健康保険条例の一部改正で、産科医療補償制度の改正に伴い、出産育児一時金の額を維持しようとするものでございます。

議案第68、69、70号は、人件費などの実績に伴う補正でございます。

議案第71号は、福崎町水道事業会計の補正予算で、異動による人件費の補正のほか、裁判に係る弁護士費用の追加、工業団地造成事業会計への貸付けが不要になったことによるものであります。

議案第72、73号は、異動に伴う人件費関係でございます。

議案第74号は、工業団地造成事業会計の補正予算で、人件費補正のほか、水道事業会計からの借入れを必要としなくなったことに伴うものであります。土地売却については、優先交渉者2者と単価を含む協議は既に終わっており、2月には所有権移転を完了したいとのことあります。

議案第75号は、道路線の認定で、開発に伴うものであります。

審査の結果は、付託案件はいずれも全員賛成で可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

議 長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 開会中の所管事務調査報告

議 長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。
委員会の活動について、委員長に報告を求めます。
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 議会開会中の調査報告をさせていただきます。

常任委員長 協議事項については、公害防止協定に基づき、千寿製薬株式会社からのものであり、冷凍機の更新とのことであります。質疑の後、全員賛成で了承することといたしました。

各課からの報告事項について、住民生活課からは公害防止協定に基づく株式会社マングラム福崎工場、大地化成株式会社兵庫工場からの報告であります。

地域振興課からは株式会社ファインテックから福崎工業団地への進出の希望があり、それに伴い福崎工業団地進出のための企業視察要綱を令和3年10月19日付で交付したとのことであります。対象は福崎工業団地、福崎企業団地、福崎町東部工業団地で、その費用は進出希望企業と町が2分の1ずつとすることとなっています。この要綱に基づき、工場視察を行うということにいたしました。

以上です。

議 長 次、議会運営委員会、前川委員長。

前川議会運営委員長 議会運営委員会から、議会開会中の所管事務調査報告をいたします。

委員会は12月15日に開催いたしました。12月15日の委員会では、第500回12月定例会の追加議案の予定について協議を行いました。協議の結果、総務文教常任委員会提案分の意見書案第1号及び町長提案分の議案第76号について、本日の日程第5に上程し、委員会付託を省略して本会議即決とすることを確認いたしました。また、議員派遣について協議し、本日、本会議において決定することを確認いたしました。

以上、議会運営委員会の開会中の所管事務調査報告を終わります。

議 長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第4 討論・採決

議 長 日程第4は、討論・採決であります。

それでは、議案第64号、くれさか環境事務組合規約の一部変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第64号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第64号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第65号、福崎町交通安全対策基金条例の制定について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第65号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第65号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第66号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第66号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第66号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第67号、令和3年度福崎町一般会計補正予算(第5号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第67号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第67号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第68号、令和3年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第68号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第68号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第69号、令和3年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第69号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第69号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第70号、令和3年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第70号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第70号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第71号、令和3年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第71号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第71号については、原案のとおり可決することに決定いたしま

した。

次、議案第72号、令和3年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第72号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第72号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第73号、令和3年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第73号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第73号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第74号、令和3年度福崎町工業団地造成事業会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第74号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第74号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第75号、福崎町道路線の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第75号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、

原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 起立全員であります。

よって、議案第75号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 追加議案の上程、討論・採決

議長 日程第5は、追加議案の上程、討論・採決であります。

去る12月15日、議会運営委員会を開いて検討をお願いし、既に皆さんのお手元に配付しておりますとおり、意見書案第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、及び議案第76号、令和3年度福崎町一般会計補正予算(第6号)についての両案を追加議案とします。

意見書案第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、事務局に朗読をさせます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに提出者に本意見書案に対する詳細なる説明を求めます。

総務文教常任委員会、河嶋委員長。

河嶋総務文教
常任委員長 意見書案第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、提案理由を説明させていただきます。

意見書の内容につきましては、先ほど事務局朗読のとおりですが、この意見書提出につきましては、全国町村議会議長会から都道府県町村議会議長会を通じて全国の各町村議会に依頼があったものであります。12月8日の総務文教常任委員会にて、これらの内容について審議し、新型コロナウイルス感染症の拡大・継続が甚大な経済的・社会的影響を及ぼし、地方財政は来年度においても厳しい状況となるため、地方税財源の確保を国に求めることを委員会として提案することを決定したものです。議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 次、議案第76号、令和3年度福崎町一般会計補正予算(第6号)について、町長に提案内容の説明を求めます。

町議長 先ほどは当初に提案いたしました議案を全て可決していただきまして、ありがとうございました。

さて、今回追加で提案させていただく、議案第76号、令和3年度福崎町一般会計補正予算(第6号)は、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、子どもたちを支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯に臨時特別給付金を10万円、全額を現金で支給することの議決を求めるものです。児童手当本則給付受給者には、12月27日に支給いたします。それ以外の方には申請が必要ですので、来年になりますが、できるだけ速やかに支給いたします。

詳細説明は、担当課長が行いますので、ご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長 町長から追加議案に対する概要説明がありました。

これから詳細なる説明を求めてまいります。

議案第76号、令和3年度福崎町一般会計補正予算(第6号)について、詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第76号について、ご説明申し上げます。

令和3年度一般会計補正予算（第6号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億2,200万円を追加し、補正後の予算総額を88億9,280万円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。

まず、歳出からご説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

このたびの政府の新型コロナウイルス禍の長期化などに対する新たな経済対策では、3つの柱、新しい資本主義の起動の分配戦略の分野に、公的部門における分配機能の強化等の取組、子ども・子育て支援の推進ということで、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子どもたちを支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯に対して子ども1人当たり10万円相当の給付の施策が、12月6日、2021年度補正予算案が国会に提出され、その内容が示されました。その内容は、5万円は年内をめどに現金、残り5万円は来春に向けたクーポンでの支給が基本とありましたが、当初はクーポンを使わずに10万円全額を現金で支給する方式を広く容認したとされる発言、クーポンが基本としつつ、現金給付も可能とする発言を政府がしておりました。大阪市が10万円一括支給の方針を打ち出すと、これは認められないとブレーキをかけました。これに対し、数多くの市町が全て現金給付の方針を打ち出し、8日、野党が国会の代表質問で現金・クーポン併用方式の見直しを要求したところ、首相は現金での対応も可能と表明し、補正予算が成立した後、速やかに地方自治体にお示しできるよう検討を進めていると表明しました。その後、全国の首長、自治体から異論が相次ぎ、14日に政府は現金での全額支給を容認する方針に転じ、指針に、自治体の判断を尊重するとの考えの下、政府において一律の条件を設け、審査を行うことは考えていないと明記いたしました。

本町、福崎町は、結論を急がず、このような経過を注視しつつ、ぎりぎりの14日に、住民、受給者のニーズを考え、また、時間的にもコスト的にも無駄が多いクーポンより、また、2回現金5万円を給付するよりも年末までに多くの対象者の方々に一括で10万円を給付したほうが経済的効果も増すと判断により、先行給付分5万円、クーポン5万円相当分を一括して現金給付することに決定をいたしました。

その事業内容ですが、議案資料1ページにてご説明申し上げます。

支給対象者は、令和3年9月分の児童手当本則給付受給者、平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童を養育するものであって、児童手当本則給付相当の受給者、公務員等、及び令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当本則給付受給者であります。対象児童数は3,200人、支給対象者、受給者を2,000人と見込んでおります。申請の有無につきましては、令和3年9月分の児童手当本則給付受給者は申請の必要がありませんが、それ以外の方につきましては申請の必要がございます。支給日につきましては、申請なしの場合、12月27日月曜日にプッシュ型で児童手当の口座に振り込みさせていただき、申請ありの場合には、受付後、速やかに随時支給させていただきます。

歳出予算の内訳ですが、給付事業費、子育て世帯等臨時特別給付金3億2,000万円、事務費としまして、電算システムの構築委託料に100万円、お知らせ、振込通知の郵便料に25万円、振込手数料に33万円、事務消耗品等の需用費に42万円の合計3億2,200万円を計上しております。

次に、歳入ですが、事項別明細書の1ページ、2ページをお開きください。

国庫補助金の2目、民生費国庫補助金に、子育て世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金3億2,000万円と事務費補助金200万円を計上しております。

以上、議案第76号、令和3年度一般会計補正予算(第6号)の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 以上で、本日、追加議案として上程されました議案の説明は終わりました。これから議案に対する質疑を行います。

意見書案第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

議案第76号、令和3年度福崎町一般会計補正予算(第6号)について、質疑はありませんか。

1 3 番 4ページで、子育て支援ということで3億2,000万円の予算が上がっているわけですが、本当に今、企画財政課長が説明されたように、国のほうでは二転三転としながら、大変、作業のほうはこのように地方の市町村が事務を行って、急遽、こうしていくと、本当に国の考え方が少し分からないなと思います。

そういう中で、早速補正予算を上げていただいた中で質問なんですけども、この資料のほうのページで、子育ての、今、児童手当の関係のほうは27日に一括で支給されると。町長も説明されたわけなんですけども、申請の後の方は随時されると。随時という言葉なんですけども、やはり申請が上がって、所得制限もこれは多分あるわけと思うんですけども、そういう中で申請を見て、決裁を上げて審査をしていくのに、大体支給するまで正味10日ぐらいには支給できる予定なんですか。そこをちょっと確認したいと思います。

住民生活課長 申請がなされましたら速やかに支給したいと思っておりますが、回数でいいますと月2回ぐらいの支払いを考えておりますので、15日、30日というふうな。その間にありましたら最大で15日ぐらいというイメージでおります。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

1 0 番 資料のほうで、対象児童数が3,200人、支給対象者数が2,000人となっていて、予算のほうは3,200人で3億2,000万円となっています。支給対象者数っていうのは。これの差異が分からないんですけど、教えてください。

住民生活課長 対象児童数っていうのは3,200人、支給対象者っていうのはその親御さんの人数で、親御さんの人数が2,000人ということでございます。

1 0 番 親というか、世帯の数ということでよろしいんですかね。

住民生活課長 はい、そのとおりでございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

1 2 番 この委託料の内容というのは、どこにどんな業務を委託される予定でしょうか。

住民生活課長 この支給の抽出を行うためにシステム改修を行いますので、そのシステム委託料をケーシーエスさんにお支払いするという委託料でございます。

1 2 番 それにちょうど100万円ということですか。

住民生活課長 正確な額は90万円程度だったんだと思いますが、予算上は100万円を計上させていただきます。

1 2 番 この予算の数字としては入ってないんですが、年末を控えて、このコロナ禍ということもあってですね、世界的にも燃料費が非常に高騰をしておるということでございます。そんな中で、町としても福祉あるいは教育関係様々な施設での燃料関係の費用も高騰してくると思いますが、それらが関係する住民の皆さんや子どもたちに大変不自由をかけるというふうなことになってはならないと思いますが、そういうことへの対応、あるいは町内の一般の住民の皆さん方に対する生活保護その他での年末のこういう特別のコロナ対策ということも兼ねて対応はどのように考えられておるのでしょうか。

副 町 長 ご質問は年末の状況に鑑みてということですがけれども、これにつきましては今、今の補正予算の追加につきましては1人10万円の臨時特別給付金のみ計上しております。先ほど言われました原油の値上がり等に関するところ、国のほうがどういった方針で、市町に対してですね、そういった交付金等が出てくるのか、その辺もよく見ながら、今後の対応ができる範囲であればそういったことも検討はしていきたいと思えます。

1 2 番 昨日も言いましたけれど、国のほうの対応を見ながらということですが、それも見なきゃなりませんけれども、多くの利用者の方々、町民の方々にですね、寒いのに暖房を始末せよとかですね、するとかというようなことにならないようにですね、ちゃんとした対応をお願いしたい、そういう趣旨でありますので、よろしくをお願いします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

2 番 この対象児童数の中に、9月から3月生まれの新生児として100人を計上されているんですけども、9月から3月、この二、三年の平均でしたらどれぐらいの子どもさんの出生になっているのでしょうか。

住民生活課長 はっきりとした数字はちょっと持ち合わせていないんですが、ここ数年、大体年間150人ぐらいの出生者数だったと記憶しております。

2 番 年間で150人としたら、この100人はかなり余裕を持って見ているという数字でいいんですね。

住民生活課長 はい、そのとおりでございます。

1 2 番 それから、この3、200人ということですが、所得制限等でですね、対象外になる子どもの数というのは分かりますか。

住民生活課長 100名でございます。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

4 番 この対象者に対しまして郵便料が発生するという内容ですが、児童手当対象者の家庭については自動的に振り込みますよという内容でいいかと思うんですが、それ以外の申請が必要な家庭についてはそのあたりの詳細を書いた案内文が行くものと理解してよろしいのでしょうか。

住民生活課長 町ホームページには速やかにアップします。それと町広報紙は1月広報で広報いたしまして、あとまた1月下旬に各戸回覧をしようと考えております。

通知は児童手当の受給者に通知をします。その受給者の家庭で高校生がいらっしゃったらそこにも通知はいたしますが、それ以外の方については、先ほど言いましたホームページ、広報、各戸回覧で周知をしようと考えております。

4 番 せっかくの機会なんで、もらい忘れがないように、確実なフォローをよろしくをお願いします。

以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
ここでお諮りいたします。
意見書案第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、議案第76号については、第39条第3項の規定により、両案とも委員会付託を省略し、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、意見書案第1号及び議案第76号については、本会議において即決することに決定いたしました。
暫時休憩をしたいと思います。
再開を10時40分といたします。

◇

休憩 午前10時25分

再開 午前10時38分

◇

議 長 会議を再開いたします。
それでは、討論・採決を行います。
意見書案第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
意見書案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、意見書案第1号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第76号、令和3年度福崎町一般会計補正予算(第6号)について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第76号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第76号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議員派遣

議 長 次の日程は、議員派遣であります。
お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、配付しております資料のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第7 閉会中の継続調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の継続調査申出であります。

各委員長からそれぞれ継続調査申出書が議長宛てに提出されており、それぞれ申出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。

以上で、第500回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。

よって、本定例会を閉会することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

第500回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、12月3日に召集され、本日までの15日にわたり本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。

また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

この間、理事者の皆様には資料の作成をはじめ、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

最後に、議会広報常任委員会からの報告にありましたように、福崎町議会第500回という節目を記念し、議会だより別冊を令和4年2月に発行予定です。500回の議会のあゆみを中心とした内容で町内各戸に配布させていただきますので、保存版としてご活用いただければ幸いと存じます。

閉会に当たりまして、町長からご挨拶をいただきます。

町 長 第500回福崎町議会定例会の閉会に当たりまして、一言挨拶とお礼を申し上げます。

本定例会では、15議案と意見書、追加議案1件を慎重に審議していただき、全員賛成で可決していただき、ありがとうございました。審議の中で頂きました意見は執行に当たって参考とさせていただきます。また、一般質問では、9名の議員からいろんなご質問いただきました。これらのご意見、提言についてもしっかりと受け止めて行政運営に当たってまいります。

新型コロナウイルスワクチン3回目の接種につきましては、医療従事者の方への接種は始まっています。高齢者の方には意向確認書を自宅に送付いたしました。2回接種後8か月空けてということになりますので、1月下旬からの接種に向けて準備を進めております。ワクチン接種を希望される方には确实かつ速やかに実施できるように全力で取り組んでまいります。

また、12月11日土曜日には、町制65周年記念式典を挙行了しましたところ、議員各位には全員参加をしていただき、盛大に65周年を祝っていただき、ありがとうございました。これからも町政の発展のためにご尽力を賜りますように、よろしくお願いをいたします。

令和3年もあと僅かを残すばかりとなってまいりました。来年の1月6日には文珠荘がリニューアルオープンをいたします。引き続きのご利用もよろしくお願いをいたします。

ここに来て急に寒さが厳しくなってきましたが、議員の皆様におかれましては、健康にはくれぐれも留意をされまして、新しい年をお元気でお迎えくださいますよう心から祈念いたしまして、今議会のお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 それでは、以上をもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午前10時46分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和4年2月

福崎町議会議長 城 谷 英 之

福崎町議会議員 吉 高 平 記

福崎町議会議員 前 川 裕 量